

# 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」 (知的財産ガイドライン)の一部改正のポイント

## 第1 背景

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、関連する者が共同で策定する規格において、標準規格必須特許(注1)を有する者が、当該標準規格必須特許を利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内外で生じている。

(注1)規格の実施に当たり必須となる特許等をいう。

⇒ 知的財産ガイドライン(注2)等の既存のガイドラインにおいて、特許を有する者による、外形上、権利の行使とみられる行為に関する記載は限られている。

(注2)知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(平成19年9月28日公表)

⇒ 標準規格必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について、調査を実施し、知的財産ガイドラインに、標準規格必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加することとした。

## 第2 標準規格必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る 独占禁止法上の考え方の明確化

### 標準化機関での規格の策定

一般に、標準化機関(注3)は、規格の策定に参加する者に対し、

- ・ 標準規格必須特許の保有の有無及び当該標準規格必須特許についてFRAND宣言(注4)をする用意がある意思を明らかにすること
  - ・ FRAND宣言がされない場合には標準規格必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討すること
- を、IPRポリシー(注5)において規定

### FRAND宣言の意義

FRAND宣言は、以下の①及び②により、標準規格必須特許の無条件の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぐとともに、規格を広く普及させるためのものである。

- ① 標準規格必須特許を有する者が、標準規格必須特許の利用に対して相応の対価を得ることを可能とすること
- ② 規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者が、標準規格必須特許をFRAND条件で利用することを可能とすること

(注3)規格を策定する公的な機関や事業者団体をいう。

(注4)標準規格必須特許を有する者がFRAND(公正、妥当かつ無差別な〔fair, reasonable and non-discriminatory〕)条件でライセンスをする意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることをいう。

(注5)標準化機関が標準規格必須特許のライセンスに関する取扱い等を定めたものをいう。

**FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者**に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等は、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し又はその競争機能を低下させる場合がある。当該行為は、

- ・ 当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、**私的独占**に該当(独占禁止法第3条)
- ・ 私的独占に該当しない場合であっても、公正競争阻害性を有するときには、**不公正な取引方法**に該当(独占禁止法第19条〔一般指定第2項、第14項〕)

「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」であるか否かは、ライセンス交渉における両当事者の対応状況等に照らして、個別事案に即して判断される。